

# 名取市 農業委員会だより

令和5年3月 発行

名取市増田字柳田80番地

名取市農業委員会事務局

☎ 022-724-7154

第22号



## 新任農業委員の紹介

令和5年3月1日付けで、今野一忠さんが農業委員に任命されました。

## ◎農業委員・推進委員名簿(令和5年3月1日現在)

- 会 長 ▶ 大友正一 (下増田)  
 会長職務代理者 ▶ 引地長一 (関上)  
 農 業 委 員 ▶ 相澤喜美 (館腰)、今野一忠 ((新任) 増田)、洞口ゆかり (関上)、武田由美子 (下増田)、  
 入間川昭一 (高館)、佐伯美和 (高館)、入間川康弘 (高館)、渡邊正明 (増田)、  
 大内繁徳 (増田)、布田順一 (愛島)、松浦岩男 (関上)、昆布谷功治 (館腰)、松浦朋子 (愛島)  
 推 進 委 員 ▶ [増田・館腰] 大内伸一、山路康則、長田幸夫、菅野弘一、齋重昭  
 [関上・下増田] 遠藤勝典、橋浦福男、三浦裕一、櫻井勉、武藤光雄  
 [愛島・高館] 西山剛、松浦崇、松浦正博、相澤早苗

## 県営復興ほ場整備事業のお知らせ

県営復興ほ場整備事業の(名取地区)東部分区と南部分区、(岩沼地区)第1分区について、令和5年3月以降に換地処分が予定されているため、農地台帳の更新作業が完了するまでの間「農地法関係の申請」と「利用権設定申出書」の受付を停止いたします。

また、当該地区を含んだ耕作証明書の記載内容は、農家台帳の更新完了までの間、換地処分前の内容となります。なお、当該地区の申請受付再開時期は、更新作業が完了次第、市ホームページでお知らせいたします。



東部分区・関上字新狐島付近

## 令和5年度のお知らせ

### 令和5年度 農家相談日

日時: 毎月10日頃  
(詳しくは広報なとりをご覧ください。)  
13:30~16:00  
会場: 市役所5階 農業委員会事務局

### 農地に関する申請等の締切日

詳しくは市ホームページをご覧ください。

- ・農地法による許可申請書受付締め切り  
毎月5日(土・日・祝日の場合は直前の平日)
- ・利用権設定申出書受付締め切り  
毎月10日(土・日・祝日の場合は直前の平日)
- ・市街化区域の農地転用の届出受付  
届出の受付は、随時行っております。

## がんばっています! 女性農業委員



令和4年11月3日開催された「ふるさと名取秋まつり」に出店しました。



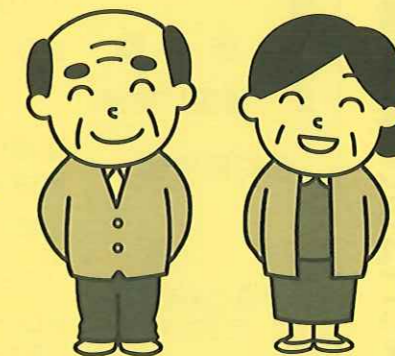
## 老後をしっかりとサポート 農業者年金

### ◎農業に従事されている方は、誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事している方は、どなたでも加入できます。さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者も加入できます。配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

### ◎農業者年金受給者の現況届について

農業者年金の受給者は、毎年6月中旬に農業者年金受給者現況届を独立行政法人農業者年金基金へ提出する必要があります。現況届は、5月下旬に農業者年金基金から送付されますので、農業委員会事務局へ提出してください。提出が遅れますと農業者年金が受給できなくなることがあります。ご注意ください。



## お問い合わせは、農業委員会またはお近くの農協へ

- 農業委員会事務局 ..... ☎ 022-724-7154
- 名取岩沼農業協同組合

- |   |  |
|---|--|
| 美田園支店 ..... 名取市美田園六丁目15-6<br>☎ 022-382-3125 | 名取西支店 ..... 名取市愛島郷二丁目1-1<br>☎ 022-384-7611 |
| 館腰支店 ..... 名取市植松三丁目4-5<br>☎ 022-382-2105    | 増田支店 ..... 名取市増田二丁目6-34<br>☎ 022-382-2191  |

## 全国農業新聞を購読してみませんか?

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。お申し込みは農業委員会事務局へご連絡ください。

- 毎週金曜日発行 月700円、年8,400円(消費税込)
- 発行所 全国農業会議所

# 令和5年度 名取市農業労働賃金標準額の設定について

令和5年度の名取市農業労働賃金標準額について、市内各関係機関・団体等の協議により次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、作業条件や労働時間等については、この標準額を参考に、お互い十分に協議してください。

◎農地の移動、転用には許可が必要です。事前着手は禁じられています。

作業名	農業機械等による作業内容及び賃金		単位	標準額(円)
一般作業	一日男女とも		8時間	8,000
耕 転	水田作業	秋 耕	10a	6,500
		春 耕	10a	6,500
		春砕土	10a	3,600
	畑作業	すぎ起し	10a	6,500
ロータリー		10a	6,500	
代かき	未整理田10aに付き1,100円加算		10a	7,700
田 植	機械植	育苗	1箱	840
		殺虫・殺菌剤入	1箱	1,100
	田植機使用(育苗除く) 未整理田10aに付き1,100円加算		10a	8,250
	側条施肥植	同上(肥料は、依頼者負担とする)	10a	9,350
刈 取 乾 燥 ・ 脱 穀 ・ 調 整	コンバイン	一貫作業(運搬・乾燥・糶摺り含む、 未整理田10aに付き1,100円加算)	10a	36,370
		一貫作業(上記作業に色選を含む)	10a	40,050
		刈取り・運搬のみ(未整理田10aに付き 1,100円加算)	10a	19,870
	乾 燥	生糶	10a	9,390
	糶摺り調整		30kg	460
色彩選別機	糶摺り(一連作業)の場合 別途持込みの場合		30kg	230 340
防 除 薬 剤 費 は 含 ま な い (1回当たり)	背負い動力散布機		10a	770
	ブームスプレーヤー		10a	2,100
	ドローン・ラジヘリ (連たん30a以上)	整理地	10a	1,570
		未整理地	10a	2,100
精 米			30kg	330
わら収集	梱包まで(搬出は含まない)		10a	5,510
肥料散布	散布のみ(肥料は含まない 1回当たり)		10a	1,050
草刈(畦畔)	草刈機(背負い)燃料込み (1回当たり)		1m	18
畦 ぬ り	機械(トラクター)オペレーター付き		1m	44
均 平	レーザーレベラー(耕耘別、1回あたり)		10a	18,900

- ※ 一般作業以外は、消費税(10%)を含む総額表示となっています。
- ※ この情報はあくまで「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして作業料を決定してください。
- ※ 適用期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日

令和5年3月 名取市農業労働賃金標準額設定協議会

# 名取市賃借料情報

令和4年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。

令和5年3月

名取市農業委員会

## 1 田(水稲)の部

賃借料水準(10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額(円) (平均玄米数量)	最高額(円) (最高玄米数量)	最低額(円) (最低玄米数量)	データ数(筆)	備 考
増 田	10,000 (43kg)	21,200 (90kg)	5,000 (21kg)	259	
閑 上	9,500 (40kg)	13,200 (56kg)	5,000 (21kg)	90	
下増田	8,800 (37kg)	16,500 (70kg)	5,000 (21kg)	87	
館 腰	9,500 (40kg)	16,500 (70kg)	5,000 (21kg)	238	
愛 島	7,700 (32kg)	14,100 (60kg)	4,700 (20kg)	234	
高 館	7,700 (33kg)	14,100 (60kg)	3,000 (13kg)	115	
名取市平均	8,900 (38kg)			1,007	

## 2 畑(普通畑)の部

賃借料水準(10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(筆)	備 考
増 田	8,600	12,000	1,000	48	
閑 上	6,000	10,000	5,000	5	
下増田	10,400	20,200	2,000	16	
館 腰	10,100	14,100	5,900	16	
愛 島	6,300	8,000	3,000	7	
高 館	7,000	10,600	3,000	17	
名取市平均	8,600			109	

- ※1 賃借料を物納(玄米)としている場合は、令和4年産米の相対取引価格(令和5年1月・速報・宮城ひとめぼれ・農林水産省発表)である60kg当たり14,145円を乗じて算定し、賃借料に100円未満の端数がある場合は四捨五入を行い100円単位で表示。
- ※2 玄米数量については、60kg当たり14,145円で算定し、小数点以下を四捨五入して表示。

## 令和5年4月1日より、農地法の下限面積が廃止されます

農地法第3条の規定により農地の売買・貸し借りなどの権利を取得・設定するには、農業委員会の許可が必要です。令和5年4月1日から農地法の一部改正により、許可要件の一つであった下限面積要件(許可後の経営面積が50アール以上であること)が、廃止されます。ただし、下限面積要件以外の許可要件については、変更ありません。

### ◆農地法改正後も継続する主な要件

全部効率利用要件	申請地を含め、所有者又は借りている農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められること。
農作業常時従事要件	申請者または世帯員等が、農作業に常時従事すると認められること。
地域との調和要件	申請者が行う営農活動が周辺の農地利用に支障を与えないこと。